

使われなくなったタバコの乾燥小屋を利用した店舗

がんばる中小企業を応援します!

産業面で日本をリードする「産業大県」づくりを実現するために、中小企業を支援しています。その取り組みの一つ、経営革新計画承認制度についてリポートしました。

詳しくは [茨城県中小企業課](#) 検索

女性特派員：杉田訓子

経営革新計画の相談窓口

次の機関で経営革新についての専門的な相談ができます。

茨城県商工会連合会	☎029(224)2635
水戸商工会議所	☎029(224)3315
茨城県中小企業団体中央会	☎029(224)8030
(財)茨城県中小企業振興公社 (ベンチャーブラザ)	☎029(224)5339
(株)つくば研究支援センター	☎029(858)6000

「経営革新計画承認制度」も、こうした中小企業支援の取り組みの一つです。中小企業の経営者の方が自社について現状から将来のあるべき姿を導き出す道しるべとして県では、本制度の活用を推進しています。

皆さんは、県内企業の九十九・九パーセントを中小企業が占め、県内の雇用の八割以上を担っていることをご存じですか。茨城県の中小企業が、創造力・独創性にあふれた足腰の強い中小企業になっていくための支援を行っていくことは、「産業大県」づくりを進める上で大変重要なことです。

中小企業の経営革新で 産業大県へ

「経営革新計画」とは

「経営革新計画」というのは、新商品の開発などの新たな取り組みを行うことにより、経営の向上を目指していく、三～五年の中期計画のことです。経営革新計画を作成し、県による計画の承認を受けると、資金調達や設備投資などについて各種の支援が受けられます。また、計画を実行する上で課題が発生している企業には、中小企業診断士などの専門家を派遣して、計画実現のためのフォローアップを行っています。平成十一年度から二十年度まで七百九十二社の中小企業が承認を受け、着実に成果を上げています。

取り組む企業を訪ねて 経営革新計画に

常陸太田市の山間部にある株式会社和響も、経営革新計画の承認を受けて業績を伸ばしている中小企業です。業務内容は、自然食品の企画・販売、飲食店経営です。

経営革新計画を作成したきっかけは、代表取締役社長の泉智之さんが出席した経営者セミナーで、県から計画の承認を受けた企業の多くが成功しているという報告を聞いたことです。平成十八年度には百パーセント植物原料のハムの開発、十九年度にはオーガニックカフェの開業で県

の承認を受け、事業を拡大させました。泉さんは「経営革新に取り組むことで、明確な目標設定ができます。計画を作るプロセスで改善できることがたくさんあることに気付くし、社員への波及効果もあり会社の体質改善も図れます。自分がやろうとしていることを県や国が認めてくれているということもうれしいです」と話していました。「山の中から上場企業へ」が、泉さんの目標です。

計画づくりを 専門家がバックアップ

経営革新計画を作成する際には、支援機関の専門家がアドバイスや指導をしてくれます。株式会社和響の場合は、県商工会連合会の「応援コーディネーター」である、中小企業診断士の阿内利之さんが担当しました。

「中小企業の経営は、漠然として



社長と専務から店内の説明を受ける

いて計画的な経営がなかなか根付いていない。事業プランを整理して、まずは一年後、二年後と明確に目標を設定し、スタートすることが大切なんです。和響さんの事例では、経営革新計画に取り組んでいく中で、だんだんと経営計画が社内に根付いていきます。



泉社長は、中小企業診断士の阿内さんから
適切なアドバイスを受けられたと語る

で、経営革新のポイントが見つかることもあります。中小企業はついつい節税することに目を向けがちですが、ぜひ経営革新計画を始めてください」と阿内さんは話していました。

経営革新計画の作成には、自社の現状を正確に把握する必要がありま

す。また、経営革新のため、どのよ

うな新たな取り組みを行うか、どのよ

うな手順で行うか、実施するため

に何が必要かなどを検討する際に、

中小企業診断士などの専門家からのアドバイスは力強い支援となります。

茨城の産業を支える中小企業に、もつとこの制度を活用してほしいと思いました。

「緊急経済対策融資」のご案内

県内経済の活力の源である中小企業の皆さまを応援します

詳しくは

茨城県産業政策課

檢索

融資限度額	運転資金 5,000万円	
融資(据置)期間	7年以内 (据置2年以内)	
融資利率 (固定 金利)	3年以内	年1.6%
	3年超5年以内	年1.7%
	5年超7年以内	年1.8%
保証料	0.8%(保証料の 1割を県が補助)	

*従来のセーフティネット融資とは別枠

厳しい経営状況にある県内中小企業の資金繰りを支援するため、セーフティネット融資を拡充して、従来の融資限度額とは別枠で、5千万円まで利用可能な「緊急経済対策融資」を設けています。

※セーフティネット融資(緊急保証枠)は、緊急経済対策融資に変わりました。

融資対象 国が指定した不況業種760業種に該当する県内中小企業（業歴1年以上）で、次のいずれかの要件に該当する場合

- (1) 最近3カ月間の平均売上高等が3パーセント以上減少している場合
 - (2) 原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない場合
 - (3) 最近3カ月間の平均売上総利益率等が3パーセント以上減少している場合
 - (4) 新型インフルエンザの影響により、売上高等が3パーセント以上減少している場合

■商工会・商工会議所または中小企業団体中央会 岡山県産業政策課 ☎029(301)3530 ☎3539